

様式 2

契約締結前の公表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約により契約を締結するので、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第137条第6項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月18日

山梨県立考古博物館

契約の目的となる役務の名称	史跡甲府城跡（内堀エリア）発掘調査に係る労働者派遣業務委託
委託期間	令和8年1月15日 から 令和8年1月21日 まで
数量	別紙のとおり
契約の相手方の選定基準	所在地が山梨県内にある高齢者等の雇用の安定に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれに準ずる者であること。
契約の相手方の決定方法	・見積価格が予定価格の範囲内であること。 ・高齢者等の雇用の安定に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センターであって、当該契約内容の業務実績があること。
契約の申し込みの方 法	令和8年1月5日（月）正午までに山梨県立考古博物館、総務課までに見積書を提出すること。
その他の	連絡先 山梨県立考古博物館（総務課） 電話 055-266-3881

別紙

作業種別	予定人数	単位	金額	備考
遺跡発掘調査	5	人		1人×5日 (経費・交通費込み)

所在地が山梨県内にある高齢者等の雇用の安定に関する法律37条第1項に規定するシルバー人材

令和8年1月5日（月）正午までに山梨県立考古博物館、総務課までに見積書を提出すること。